

大阪市告示第325号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月6日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
大同信用組合	京橋支店	変更前	〒534-0024 大阪市都島区東野田町4丁目 9番15号	令和8年 4月6日
		変更後	〒536-0008 大阪市城東区関目1丁目1番 3号	

(会計室会計管理担当)